神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	貝庖丁に関する二三の考察
著者	神沢勇一
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告　第 3 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1970 年（昭和 45 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

貝庖丁に関する二三の考察

On a kind of shell blade (kaibōchō) in Yoyoi age

神　沢　勇　一
Yūichi Kanzawa

1

貝庖丁は石庖丁に類似した器形を示す貝製利器で，アワビの殻の断片を用いて製作されており，三浦半島沿岸の洞窟遺跡のうち，久ケ原期の一部生活址に出土が知られる遺物である。その存在は赤星直忠博士によって注意され，1959年から1961年にかけて，神奈川県三浦市南下浦町・毘沙門B洞窟，同・毘沙門C洞窟および三浦市向ケ崎・向ケ崎B洞窟の3遺跡から，小破片を含めて，合計44例が発見された。

貝庖丁の機能ならびにその在り方については，石庖丁との形態的類似，三浦半島を始め南関東地方における石庖丁の稀少性，漁撈生活の形跡が顕著な洞窟遺跡おける多数の出土（毘沙門B洞窟遺跡＝11例，毘沙門C洞窟遺跡＝破片を含め32例）などから，「石庖丁と同様に稲等の穂をつみとるためのものと思われる。漁民生活に不適当な農具がこの洞に多数あったことは彼等が之を作っていた事を語るもので，恐らく物々交換に用いられたものであろう……三浦半島の弥生式遺跡から石庖丁の出土しないのは海蝕洞窟にいた弥生式人があわび貝製庖丁を製造して農民に供給していたからだと考える」[1]あるいは，「石庖丁の発見例のほとんどない東海地方以東で，石庖丁の代りに使用されたと見られる」[2]と言う見解が示されている[3]。

南関東地方における穂摘み具について一つの問題を提起するとともに，鉄製利器が一応普及したと考えられる弥生時代後期に，まだ，このような貝製利器が存在したことを明らかにした点で，その発見は高く評価されなければならないであろう。

貝庖丁が穂摘具の一種として存在したことは，形態からみて，きわめて可能性が多いと考えられる。しかしながら内陸部の遺跡に出土例が知られず，石庖丁に代る穂摘具として一般的に使用されたと考え難い点があり，洞窟遺跡における在り方についても，なお問題を残す遺物である。

ところが，たまたま貝刃の研究を行なうに当り，参考資料として貝庖丁を観察したさい使用痕を止める例のあることが知られた。使用痕の存在は貝庖丁が海蝕洞窟の居住者によって使用されたことを示すものであり，貝庖丁の性格，海蝕洞窟居住者の生活形態，南関東地方における穂摘具の問題を解く上に，改めて貝庖丁の検討を行なう必要を感じた。そこで，とりあえず赤星博士のご好意で本館に収蔵された資料13例について検討を試みた結果，二三の所見を得ることができたので，概要を報告したいと思う。

なお，本稿の発表については赤星直忠博士のご配慮に負うところが多い。稿を起すに当り，記して厚く謝意を表わしたい。

2

ここに採りあげた13例は，全出土資料中，完形または器形全体を察知し得るものの大部分である。貝庖丁の形状には変化の多いことが知られており，これらの資料においても個体差が少なくないが，器形，製作手法その他からみて，一応4類に区分するのが適当であろう。

各類の特徴は次に述べるとおりで，素材は，すべて，アワビ（メカイアワビ——*Notohaliotis Sieboldi*——と推定される）の大型の殻を縦に半截し，外唇側の断片を使用している。なお記述の都合上，個体別の Deta は別表（p.9参照）に一括し，資料は本文，表および図に共通の番号で表示した。また器体の説明については，刃を下にして殻の内面に向かった状態で左右を指示し，器面の区別は殻の内・外面に従うことにした。

1　類　　1～10（図版1～4）

胴張りの長方形ないし扁楕円形を呈し，穿孔が2個あるもの。総数10例で，資料の3分の2以上が本類に属する。

半截した殻の断片に，外唇を除いて敲打を加え，大体の器形を作り，さらに研磨により周縁を整形し，外唇に刃を付けている。素材は断片のうち彎曲のつよい螺塔部をさけ，より先端寄りの部分を使用する傾向があるが，大型品には螺塔部を含めて使用した例も見られる（3・5）。大きさは最小例（8）で4.1×8cm（推定），最大例（1）で7×13.8cmをはかり，一般には6×12cm前後が普通と推定される。胴部の幅の大小は，器体の長さによるらしい。

刃はあまり顕著でない。形状別では両刃2例（1・8），片刃4例（3・6・7・9），外唇末端だけを僅かに研磨調整しただけのもの4例（2・4・5・10）となっている。刃の簡素さは，外唇そのものが刃にちかい形をもち，したがって，特に入念な加工を要しなかったためと考えられる。なお，5の刃部には右端に幅2.8cmの打欠きがある。10では幅4.7cmにわたって，外面から加えられた二次的な打欠きがみられる。5のそれとは明らかに異なるもので，打製の刃を付け直したものと考えられる。

穿孔は両面から行なっている。2孔が器体の中位にほぼ平行する例（1・2・4・8・10）と右側の1孔がかなり下がる例（3・5）とがある。後者の場合，2例とも器体の右端が螺塔にかかり，外唇の突出と彎曲が大きくなる。したがって，穿孔に紐を通し，指で保持するさいの姿勢を多少変える必要から右側の穿孔の位置を下げたと考えられる。穿孔の直径は平均5mmで，口径と貫通部直径の差が2・4のように大きい場合と，3・5のように差がほとんどない場合とがある。間隔は最短例1.7cm（8），最長例8.1cm（1）であるが，その他の例では器体の大きさとさほど関係なく，4.5cm～5.5cm程度が普通らしい。そのほか，1の左端外面の刃に接した部分，2の左端外面の穿孔の斜め上方（末端寄り），8の左端外面に，穿孔を中止した痕跡が1個ずつ認められる。穿孔に関連して，6・9の2例では，穿孔後，外面の周辺器面を粗く研磨している。器形または穿孔位置の関係で，紐を通して使用するさい，障害となる肋脈の突出個所を除く目的で行なったものと考えられるが，9の場合には，むしろ刃を付け直すため行なわれた疑いもある。

次に上縁の形状については，10例中９例までが両端に肩をもち，中程の部分が多少突出した状態を示している。突出の程度と加工は一様でなく，突出部分を鋸歯状に打欠いた状態で残し，肩部だけを研磨したもの（1・2・3），鋸歯状にした部分にもさらに研磨を加え，その結果，角のとれた不規則的な凸凹が連続するもの（4・8・9），基本的には同様な手法によっているが，入念に研磨され，上端が平坦にちかい形を呈するもの（5・6），突出部・肩部とも打欠くが，肩部の打欠きが大きく，突出部が明瞭に識別できるもの(7)などがある。

10の上縁の形状は，本類として例外的な存在で，よく研磨され，ほとんど彎曲をもたない。

以上にのべたように，本類は細部においては個体差が少なくないが，それらは得られた素材の大きさや形状に原因することが多く，基本的特徴ではつよい共通性を備えていると言えよう。

2　類　11（図版５）

胴張りの長方形にちかい器形を呈し，穿孔が１個あるもの。１例。穿孔が１個である点を除外すれば，１類と基本的に異なるところはないと言えよう。

11は資料13例中，大型に属し，素材に螺塔部を含む断片を使用している。製作手法は１類と同様であるが，左端を外唇と直角に断ち割り，研磨を加えて方形に仕上げた点と上端中央部を8.3cmにわたって著るしく突出させた点が目立つ。突出部分は鋸歯状を呈し両端が明瞭な肩状をなしている。これに続く上端左側は平坦で，よく研磨されているが右端では打欠きの痕跡を残し，一段深く刳り込んだような状態がみられる。

刃は両刃で，外唇左端から10.5cmの範囲に認められるが，明瞭でない。右端には，刃に接して幅2.8cmの浅い打欠きがあり，内側は粗く研磨され，角が磨滅している。

穿孔は左側に寄って，中位よりも幾分上にある。主として内面からあけたもので，内面では口径が大きいが，外面では口径と貫通部直径の差はほとんどない。なお，右端外面には，外唇に接して，穿孔を中止した痕跡が１個ある。その位置はさきに述べた刃部末端の打欠き部分にちかい。この打欠き部分と上端右側の一段深く刳り込んだ個所とは相対しており，したがって，これらは穿孔に代る紐掛けのための加工と考えられる。１類に属する５の外唇右端にも同様な打欠きがある。５の場合，穿孔は２個存在するが，打欠き部分に磨滅が認められるので，あるいは補助的に設けたものではなかろうか。

本類は11ただ１例であり，また以上に述べた諸点からみて，１類の変形と考えられる。

3　類　12（図版４）

つまみ状の突起が付いた異形品で，穿孔が２個あるもの。１例。

例外的な存在で，縦形の石匙を大型化したような器形を呈する。外唇部のうち，彎曲が最もちいさい孔列末端付近を使用し，器体の製作手法は，他類の場合と同じく，外唇以外の部分を敲打して大体の器形を作り出し，研磨を加えて周縁を整形している。ただし，上端と左端の調整は十分であるが，突起の部分を含めて，右端は打欠いたままの状態と変わ

らない程度である。つまみ状の突起は長さ2.3cm，最大幅1.5cmで，もとの方がやや細くなる。これが特に「つまみ」として使用された形跡はなく，紐または指の「かかり」であろう。

刃は片刃で，外唇の外側を研磨して付けているが明瞭でない。外唇付近の肋脈の突出部だけが磨り減らされた状態を示す程度である。

穿孔は2個とも両面からあけている。位置は中位で，幾分上端に寄っており，刃を基にしてみると，突起側の穿孔がかなり高い。この穿孔は，左側のそれに比較して約2分の1にすぎず，極端にちいさいが，これは突起の存在によるものであろう。なお，内・外面ともに穿孔を中止した痕跡はない。

上端の形状については，右端から左端に向かって直線的に傾斜しており，1類・2類にみられるような突出部はなく，磨滅によって生じたちいさな凹所が2個所認められるだけである。

本例は特異な器形を示しているが，つまみ状突起の存在を除けば，1類との間に甚だしい差はなく，機能的には同じ範疇に属するものと考えられる。また，確証はないが，右端の整形が粗雑であり，長さに比較して幅が厚いなどの点で，破損品を再生したものであるかも知れない。

4　類　13（図版5）

1類に類似した器形を呈し，穿孔がないもの。1例。

無孔貝庖丁として扱われているものの中には多少疑問の余地を残す例があるらしいが，13は典型的な貝庖丁とされる1類に近似したものである。

器形は外唇を底辺とした二等辺三角形にちかい形状を呈する。左右の縁は打割ったままの状態で残しており，研磨あるいは敲打による調整を行なった形跡は認められない。

刃は片刃で，外唇に付けているが，本例の場合，外面を研磨し，その上から敲打を加えて打製の刃を付けている点で，ほかの例とは異なっている。敲打は外唇の中央約10cmの範囲に加えており，この部分は浅く彎入し，使用による磨滅が特に著るしい。

右端には，刃に接して，幅約4cmの浅い打欠きがある。また，左端外面には，刃に接して，穿孔を中止した痕跡が1個認められる。

本例は穿孔を欠き，刃の付け方も異なるが，外唇に幅の広い刃をもつことや，右端の浅い打欠き部分の存在などから，貝庖丁の変形と見なしてよいであろう。

各類の類別例数を挙げると，1類＝10，2類＝1，3類＝1，4類＝1で，1類が圧倒的多数を占める。一般に貝庖丁と称されているものは，この1類と一致し，全出土資料の大部分を占めていることが報告書から知られるので，貝庖丁の主体をなすものと考えられる。また，2類と3類については，1類との間に本質的な差異は存在せず，単なる変形と認められる点が多いので，1類・2類・3類は一群として扱うのが妥当と考えられる。しかし，4類の場合は，2類，3類のような直接的関係が認められない。器形や刃の状態からは1～3類と同様な機能が想定され，貝庖丁の一部をなすものと考えられるのである

が，形態的には前者と異なるので，厳密には区別すべきであろう。

3

次に，これらの資料にみられる注意すべき磨滅や破損状態について触れておきたい。

(1) 器体の破損状態

13例の資料は完形品5例（1・2・11・12・13），破損品7例（3・4・5・6・7・9・10）および出土時の破損品1例（8）となっている。

このうち，本来の破損品7例の状態を調べてみると，10を除く6例は器体が刃と直角，またはやや斜めに折れ（3の左端上部の欠損は出土時のものである），その割れ口はすべて内面側から力が加わった状態を示している。これらは全部1類に属するものであるが，折損位置は穿孔の中間＝3例（5・7・9），左側穿孔の部分＝2例（4・6），左側穿孔と末端の中間＝1例で，いずれも器体中央より左にある。

また，10においては，器体中央から左端にかけて，刃と胴の一部が斜めに大きく欠損している。力の加わった方向は同じである。

資料数が少いため確実性に欠けるが，7例がすべて器体左半部において，同一方向から加わった力によって破損していることは，特定の使用状態に原因すると考えなければならないであろう。

(2) 刃の欠損と磨滅

刃には1にみられるような小欠損，歯こぼれ状のこまかい欠損および刃先きの磨滅などがある。

刃の小欠損については，欠損自体には一定の傾向を見出し難いのであるが，1・8の2例に，欠損部を修正した明瞭な形跡のあることが注意される。1では，刃部中央の欠損部内面左側に，他の部分とは異なった角度で新しい研磨が加えられており，欠損部左側では，刃先がこの部分に向かって急な彎曲を示している（図版1B）。8では，折損部から約2cmにわたって，明らかに（欠失部分へ続いていた）破損の痕跡があり（図版4－8A・B），この個所だけ刃が著るしく磨りあげられている。刃先きも不自然な彎曲をもって急に上昇し，磨り上げ部分の器面は，擦痕が多く，明らかに他と状態が異なる。いずれの場合も，修正部分の研磨が他の部分と異なっていることは，欠損が製作時のものではなく，使用中に生じたことを示すと考えられよう。

なお，11では刃部中央に浅い欠損があり，その部分全体が相当に磨滅している。欠損後修正せずに使用したことは明らかである（図版5—11）。

歯こぼれ状を呈する小欠損は，1mm以下の，きわめてこまかいものから3～5mm程度のものまであるが，刃部を欠失した7・9・10の3例以外，すべてに認められる。この種の欠損は例外なく外面にあり，大部分が内面側から力が加わって生じた状態を示している。一般に刃部中央に多くみられる。4・5・6は歯こぼれ状の欠損が比較的目立つ例であって3の場合，刃先の一部が鋸歯状を呈するまでになっている。

刃先の磨滅もほとんどすべての資料に認められるが，程度は個体ごとに異なる。刃が十

分に研ぎ出されている例（1・8・11）では比較的明瞭であるのに対し，片面が自然状態にちかい例では，3以外，あまり顕著でない。歯こぼれ状の欠損同様，主として刃部中央付近に多くみられる。刃先はかなり丸味を帯び，擦痕を残している。

（3）穿孔の変形

1類，2類および3類においては，穿孔は例外なく両面からあけられている。したがって貫通部分の断面形は本来なら両刃状を呈することになるのであるが，各類の穿孔20個の形状は，すべてこの稜が磨滅して鈍くなっており，特に4・5・6の3例のそれは，稜を失ない，半円形にちかい状態を示している。磨滅は一般に穿孔の上半部に著るしく，なかには貫通部分の平面形が倒卵形や不整円形などに変形した例（1＝右側，2＝左側，8＝両側，10＝両側）がある。また，穿孔の外縁上半部にも，こまかい欠損や磨滅がしばしば認められる。

これらの状態は，明らかに穿孔に紐を通して，使用した結果にほかならないと考えられる。

（4）器体上端の磨滅

1類，2類および3類は，上端の一部に，幅1cm前後の特徴的な磨滅がある。磨滅部分は，図版1～5に示すように，各穿穿孔の直上または多少片寄った位置にあり，1類，3類では2個所，2類では1個所で，前者の場合，穿孔の間隔と磨滅部分の間隔は大体一致している。磨滅の状態は器面の整形程度によって差がみられる。上端を鋸歯状に打欠いたものでは，凹所を中心に付近の突出部分が丸味をもち，平坦にちかく研磨したものでは，器面が僅かにくぼみ，いずれの場合も角が落ちている。4・5・8・9はこの部分に擦痕が残り，3・6・10では外面の一部にも磨滅が認められる。

これらの点から，上端の磨滅はさきに述べた穿孔の変形や磨滅と一連のものであり，穿孔に紐を通して使用したさい，摩擦によって生じたと考えられる。

以上に挙げた各部分の破損，磨滅の状態は個体差をこえたつよい類似性をもち，これらが海蝕洞窟の居住者により，一定の目的に使用されたことを証している。また，1・8のごとく欠損した刃を付け直した例や穿孔部分の著るしい変形は，かなり長期間使用された事実を示すものとして，特に注意しなければならない。

13例の器形ならびに使用痕から推定される貝庖丁の使用方法は，従来，石庖丁との器形の類似から説かれているように，穿孔に紐を通して輪を作り，その中に人指し指を入れ，掌全体で器体を保持したうえ，刃と拇指で（稲などの茎を挿んで摘みとるのに）使用したものと考えられる。

ただ，二三付け加えれば，穿孔を2個もつ1類，3類と穿孔に代る紐掛けのための打欠きをもつ2類の場合，石庖丁と比較して，紐の間隔が1.5～2倍ちかく広い。素材の彎曲あるいは強度などの関係であろうが，1類，2類の上端の突出部は，紐の間隔の広がりから生ずる不安定性を防ぐために，「かかり」として設けたものであろう。また，人指し指

のほかに中指を使用したことも考慮する必要があると考えられる。4類については幾分疑問もあるが，全体の形状から判断すれば，紐を使用せず，手指と掌だけで保持して用いた貝庖丁と考えるべきであろう。

4

今回とりあげた13例の貝庖丁は，器形ならびに使用痕の状態から，既に説かれているように石庖丁と同様な機能を有する穂摘具と考えられる。ただ，注意すべきことは，これらは海蝕洞窟居住者によって，ある程度長期にわたり使用されており，交易の目的で製作したものではないと言う点である。資料数が少ないとは言え，全出土資料の約30%に顕著な使用痕が存在することは重視してよいであろう。

現在のところ，洞窟遺跡からは農耕が行なわれた事実を直接に証明する資料の出土はないが，これらの貝庖丁は器形ならびに使用痕からみて石庖丁の模倣品と考えられるものであり，穂摘具以外の用途を想定することは困難である。洞窟遺跡の存在する三浦半島南半部には，海蝕台地に入りこんだちいさな谷が多く，谷の入口を封鎖して，いわゆる「やと田」を作るには十分な地形的条件を備えており，現在でもこれらの谷を水田に利用している。したがって，海蝕洞窟居住者が半農半漁の生活を営なんだ可能性は多分にあると考えられる。

貝庖丁が南関東地方の内陸部や，三浦半島の内陸部の遺跡からさえ出土しないことは，それが石庖丁の製作に適した石材のない沿岸地域における特殊な存在であることを示すものではなかろうか。また，同時に貝庖丁の器形の系統にも関係すると考えられる。すなわち，貝庖丁が石庖丁を模倣し製作したものであるとすれば，その系統を穿孔が2個ある粘板岩製または砂岩製の石庖丁に求めなければならないであろう。しかしながら，南関東地方に知られる石庖丁には，この種のものは例外的に存在するにすぎず，4類の無孔貝庖丁は別として，主体をなす1類の原型になるものは認められないのである。

そこで視線を転ずると，弥生時代後期初頭から，相模湾北西部沿岸を中心に，海岸線に沿って，伊勢湾沿岸地域の土器またはその模倣品が出現しはじめ，三浦半島沿岸もその分布圏内に入っている。したがって，現在のところでは，伊勢湾沿岸地方からの直接，間接の影響のもとに発生[4]した可能性が多いと考えられる。貝庖丁がきわめて限定された分布を示すのもその辺に原因があるのではなかろうか。

注

（1）赤星直忠「海蝕洞窟」神奈川県文化財調査報告第20集，神奈川県教育委員会（1953年）
（2）注1に同じ
（3）日本考古学協会編「日本考古学辞典」東京堂出版株式会社（1962年），貝庖丁の項（森貞次郎）
（4）神沢勇一「相模湾沿岸における弥生式土器の様相について」神奈川県立博物館研究報告1巻1号（1968年）

資料計測表

種別	番号	寸法 縦×横cm	刃	穿孔寸法 外径 内径 縦×横cm	穿孔寸法 外径 内径 縦×横cm	穿孔間隔	摘要	出土遺跡
1類	1	6.5× 13.8	両刃	0.9×1.0 0.46×0.46	0.74×0.81 0.46×0.43	8.1	刃の一部を付け直している	毘沙門C洞窟
	2	5.5× 11.0	片刃 外面より研磨	0.81×0.71 0.52×0.43	0.87×0.80 0.53×0.50	5.5	上端及び右端の一部欠失	毘沙門B洞窟
	3	6.4×*12.5 (14)	片刃 両面より研磨	0.71×0.75 0.57×0.56	0.78×0.74 0.65×0.63	5.3	左端欠失	毘沙門B洞窟
	4	6.9×*10.5 (14)	片刃 自然状態にちかい	破損	0.73×0.71 0.62×0.58	*4.3	左側穿孔中央から左端欠失	毘沙門B洞窟
	5	6.8×*10.6 (13)	片刃 自然状態にちかい	破損	0.95×0.90 0.60×0.58	*4.3	左側穿孔部から左端を欠失	毘沙門B洞窟
	6	6.1×* 9.1	片刃		1.00×0.85 0.60×0.56	不明	外面を荒く研磨している	毘沙門B洞窟
	7	*3.8×*6.2 (4) (10)	片刃 おもに外面より研磨	0.75×0.65 0.58×0.56		不明	右端欠失（二次的）	毘沙門B洞窟
	8	4.2×*6.5 (9)	両刃	1.02×0.98 0.7×0.62	破損	*1.8	刃の一部を付け直している。右端欠失（二次的）	毘沙門B洞窟
	9	4.3×*7.9 (12)	片刃 おもに外面より研磨		0.85×0.82 0.60×0.54	不明	外面一部研磨。刃部に幅4.5cmに渡り打欠き。左端欠失。	毘沙門B洞窟
	10	*4.6×*10.7 (5) (11)	片刃	(0.72)×0.63 0.53×(0.44)	0.88×0.82 0.46×0.46	4.6	左端欠失	毘沙門B洞窟
2類	11	5.4×14.1	両刃	0.72×0.76 0.43×0.38			螺塔部付近に打ちかきによるくぼみがある。穿孔1	毘沙門B洞窟
3類	12	6.8×10.1	片刃	0.75×0.78 0.56×0.56	0.42×0.42 0.32×0.32	3.4	右端につまみ状小突起がある。	向ケ崎B洞窟
4類	13	*6.8×15.4 (7〜8)	片刃？	穿孔なし			左半部欠失。刃部中央を幅10cmに渡り敲打。	毘沙門B洞窟
備考		①*破損品の現存部最大寸法 ②( )内は推定寸法		① 内径＝貫通部直径				

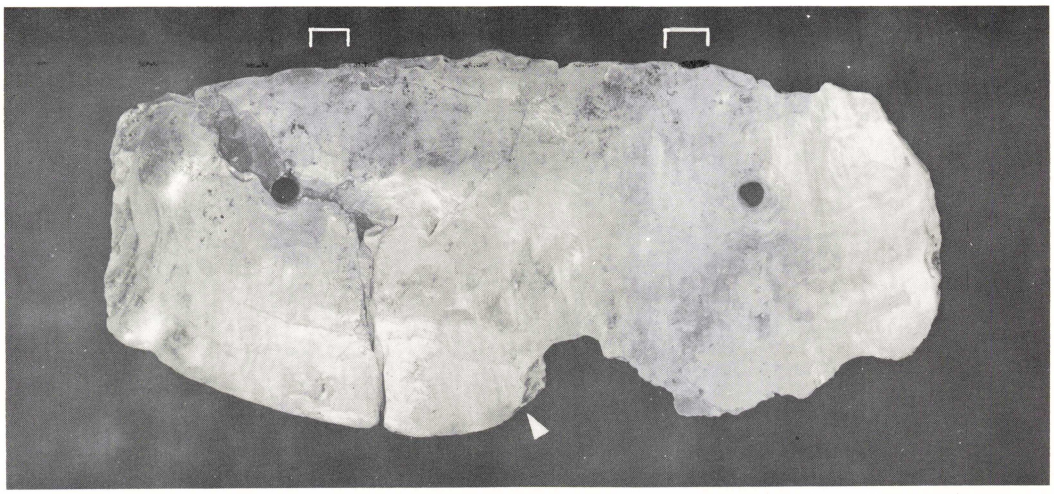

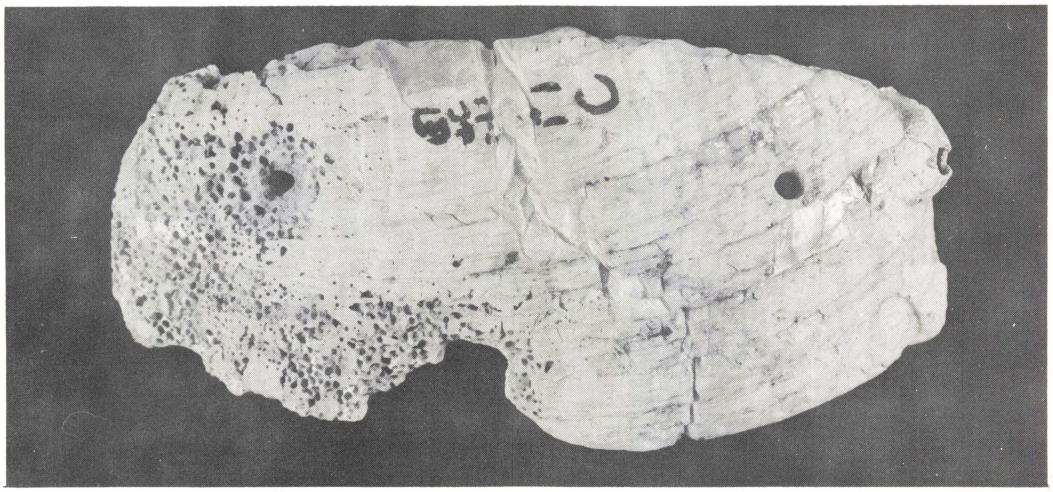

1(A) / (B)

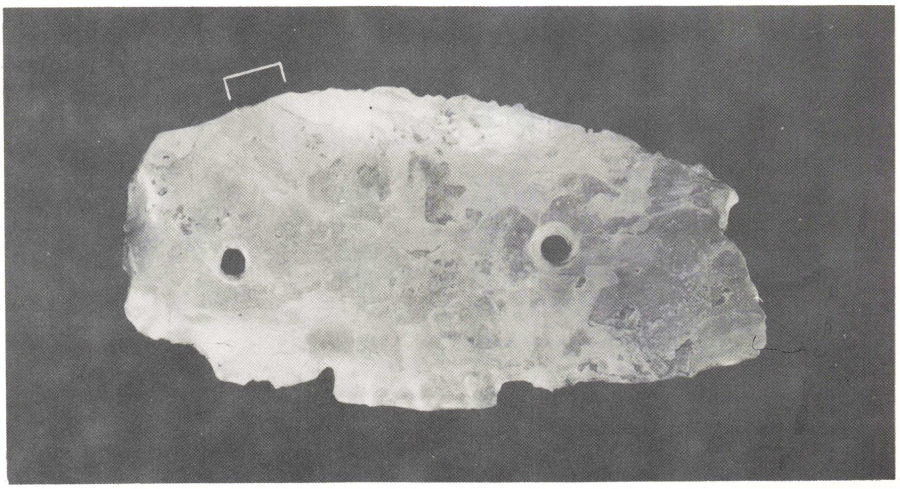

2

⌐ …… 上端磨滅部分
◀ …… 刃の付直し部分

図 版 1

(縮尺約4/5)

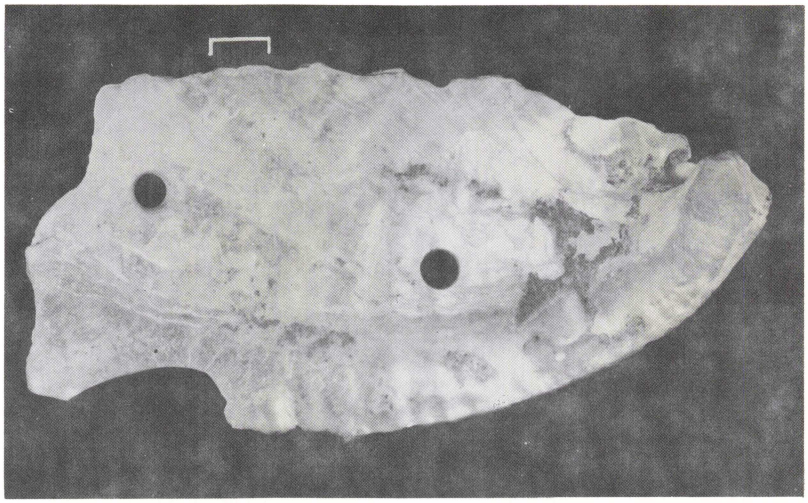

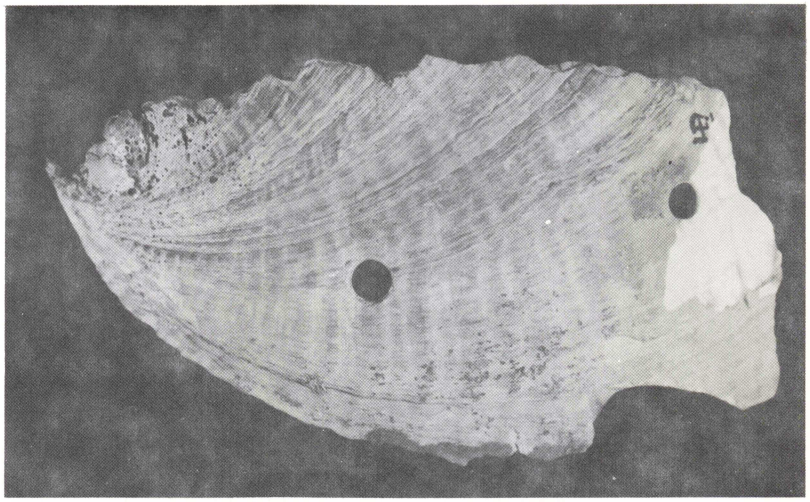

3(A) / (B)

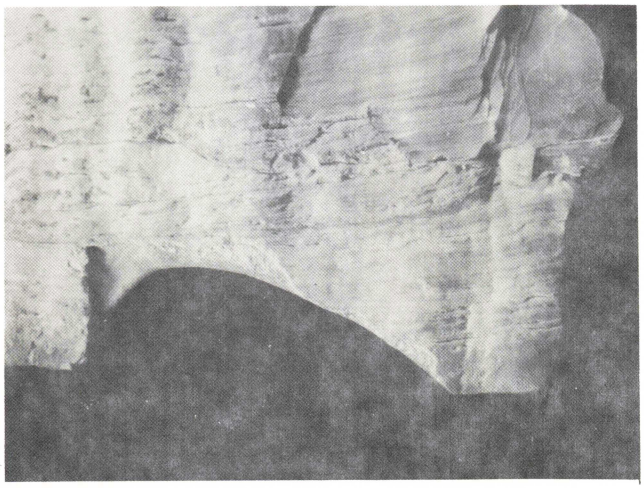

3(C)

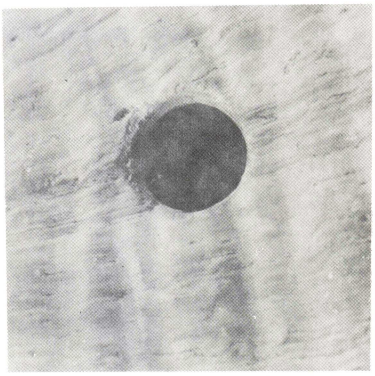

3(D)

┐…上端磨滅部分

図版 2

(3(A)・(B)のみ縮尺約4/5)

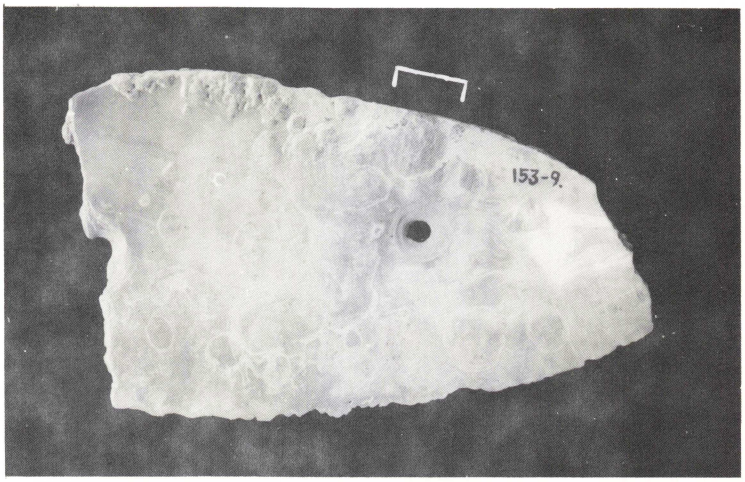

4

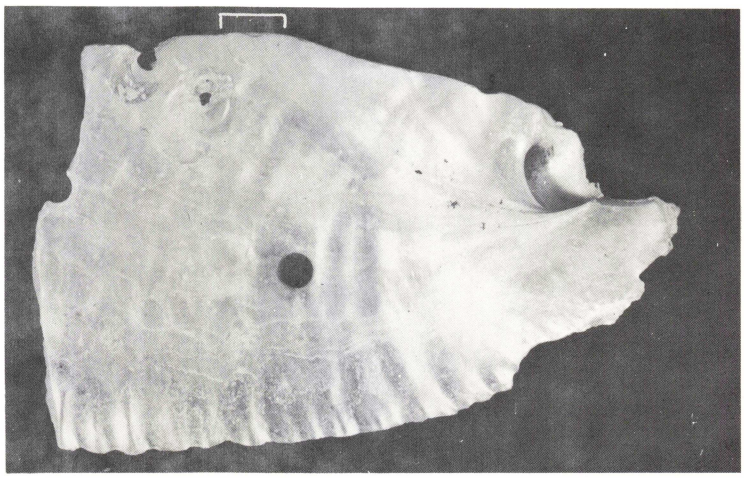

5

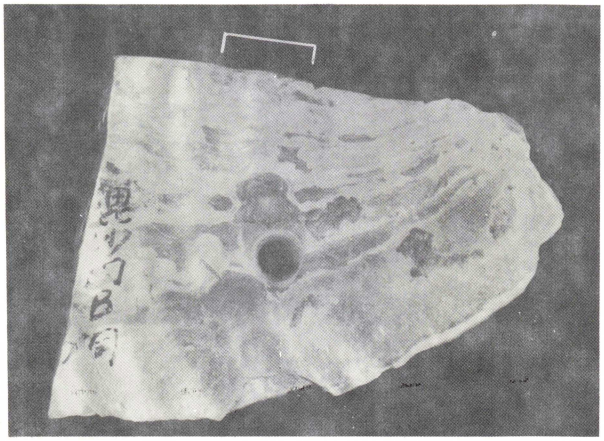

6

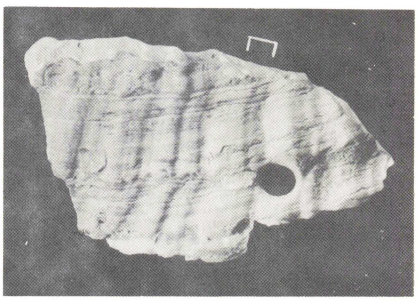

7

⊓…上端磨滅部分　　図 版 3　　（縮尺約4/5）

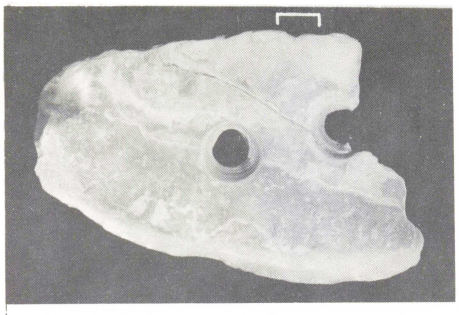

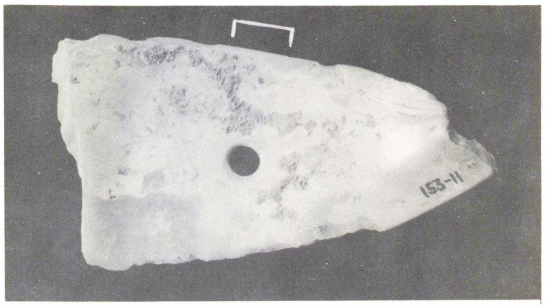

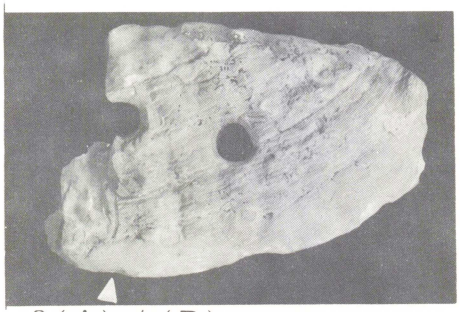

8（A）/（B）

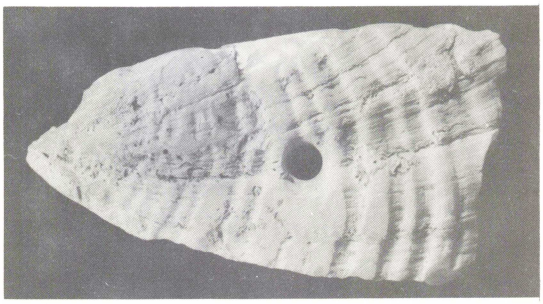

9（A）/（B）

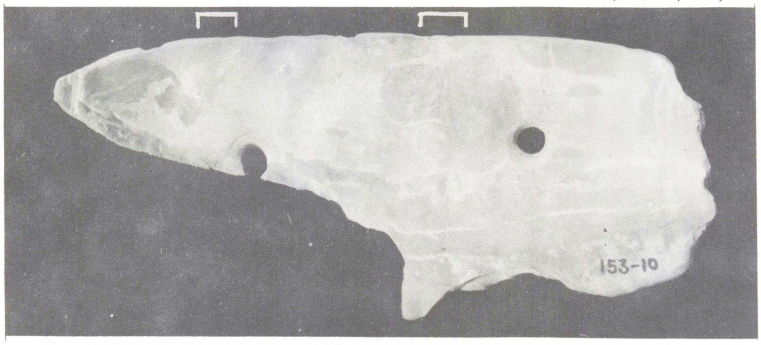

10

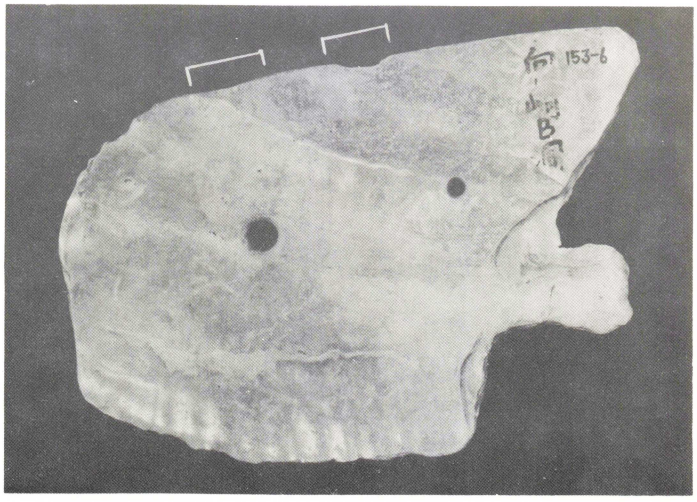

12

□ …… 上端磨滅部分
◀ …… 刃付直し部分

図 版 4

（縮尺約4/5）

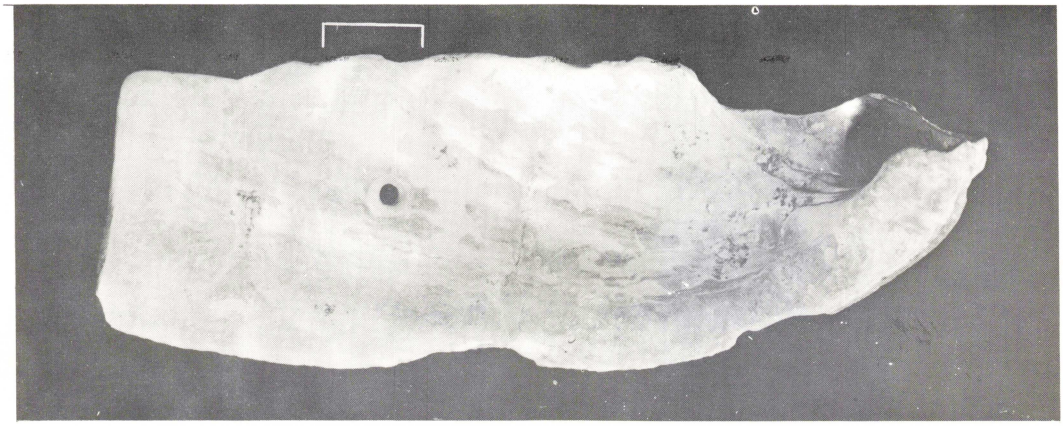

11

13(**A**) / (**B**)

図 版 5

(縮尺約4/5)

□ …… 上端磨滅部分

神奈川県立博物館研究報告　第１巻　第３号

正　　誤　　表

ページ	行　等	誤	正
目　次	4	Shall	Shell
1	2	Yoyoi	Yayoi
2	8	（P.9参照）	（P.8参照）
2	17	4.1×8cm	4.1×9cm
2	17	7×13.8cm	6.5×13.8cm
2	23	10では	9では
2	31	1.7cm	1.8cm
6	16	各穿穿孔の	各穿孔の
8	番号8（寸法欄）	4.2×6.5 (9)*	4.1×6.5 (9)*
8	番号9（摘要欄）	幅4.5cm	幅4.7cm
8	番号13（寸法欄）	*68×15.4 ·（7～8）	6.8×15.4
8	番号13（摘要欄）	左半部欠失。刃部中央を幅10cmに渡り敲打	刃部中央を幅10cmにわたり敲打
10	29	横浜居留地中元治のの条約……	横浜居留地中元治の条約……
11	25～27	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1の町名が記丁目～5丁目・本町1丁目～5丁目・弁天通1丁目～5自丁・太田町1丁目～5丁目などされており，……	③の絵図には弁天奥山町・海岸通1丁目～5丁目・本町1丁目～5丁目・弁天通1丁目～5丁目・太田町1丁目～5丁目などの町名が記されており……
11	37	の名が記されてかいるらである。	の名が記されているからである。
12	22	太田屋新田とよばれる田圃にすぎず，……	太田屋新田・吉田新田とよばれる田圃にすぎず，……
14	16	「地所規則」を考察するとこによって……	「地所規則」を考察することによって，……
18	13	「横浜市史編　地理篇」	「横浜市史稿　地理篇」
〃	18	（以上慶応年設置）	（以上慶応3年設置）
22	4	1835	1833
25	30	獄問	獄門
36	12	1847（弘化4）	1846（弘化3）
37	16	後にに	後に
38	15	詳細は	詳細な
図　版		㉜	㉝
〃		㉝	㉜